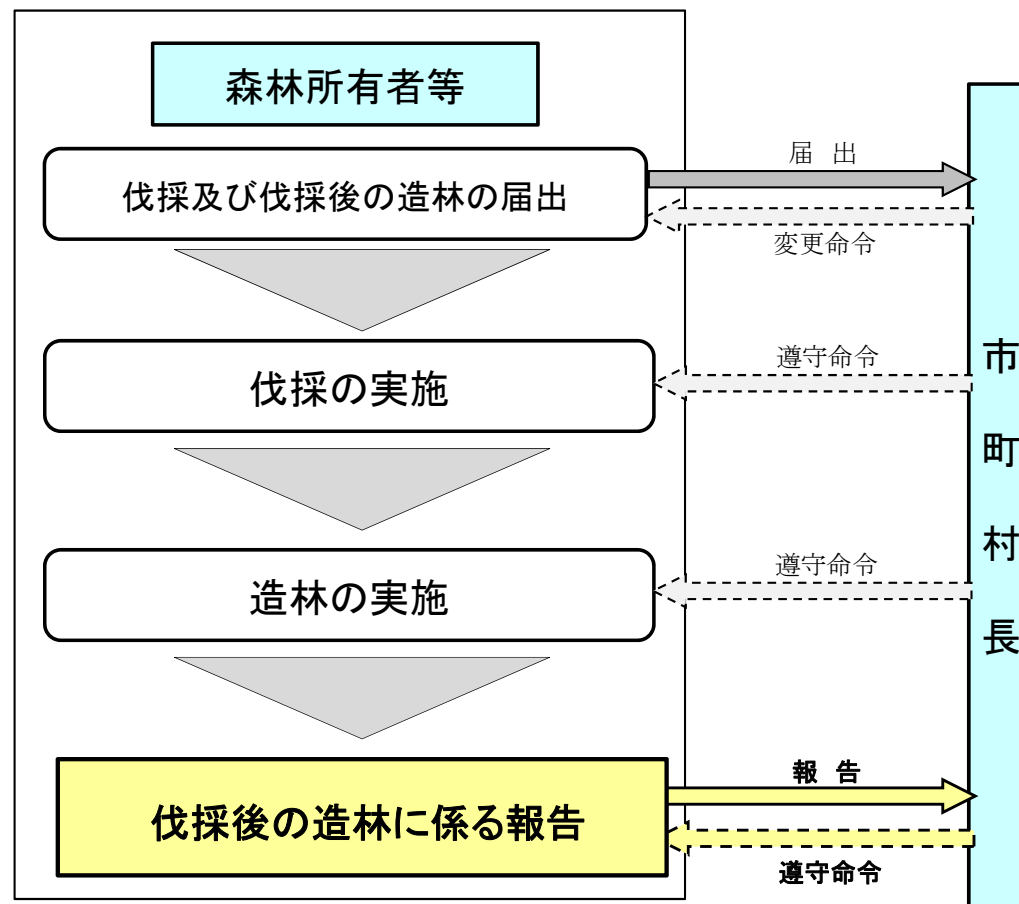


伐採及び伐採後の造林に係る報告について

(森林法第10条の8 第2項)

- 伐採及び伐採後の造林の届出を行った者が、伐採後にきちんと再造林を行ったことを確認するため、「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出を求めます。

もしも再造林が果たされていなかったら、指導・監督を通じた再造林の確保を実施します。



伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告について（森林法施行規則第14条の2）

- 「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告」は、伐採した森林（間伐を除く。）について、造林が終わった日（伐採後に森林以外の用途に供する場合は、その伐採が終わった日。）の状況について、造林が終わった日（森林以外の用途に供する伐採が終わった日）から30日以内に市町村長に報告書を提出

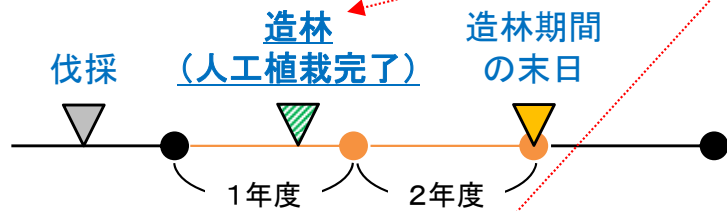
○森林法

（伐採及び伐採後の造林の届出等）

第10条の8

2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。

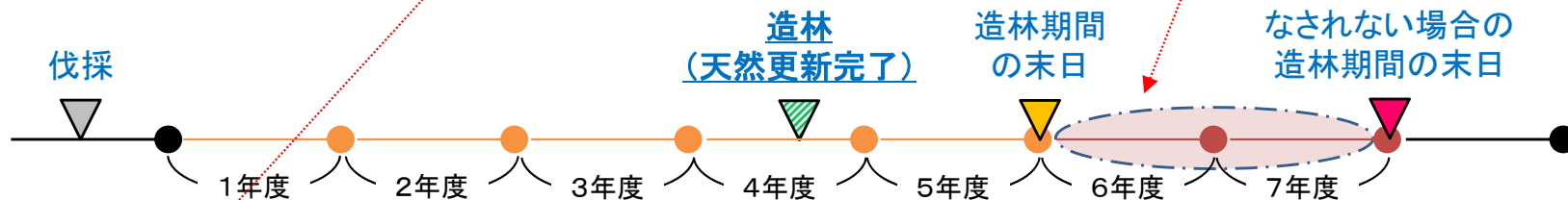
○人工造林の場合



△ の日から30日以内に報告書を提出

造林期間末日までに更新完了しなかった場合（又は5年以内に転用しなかった場合）には、○の期間に行った造林について、報告書を提出

○天然更新の場合



○林地転用の場合

